

【給付金】

食料品等物価高騰支援臨時給付金
(1人5,000円)を支給します

食料品等の物価高騰による負担の軽減を図るため、基準日時点で尾道市に住民票がある人へ、1人あたり5,000円の食料品等物価高騰支援臨時給付金を支給します。

給付金額 1人あたり5,000円

支給方法 世帯主名義の口座へ振込

対象 令和8年1月1日(祝)時点(基準日)で尾道市に住民票がある人

①世帯主の過去の給付金の振込口座の登録がある世帯【手続き不要】

→ 2月10日(火)以降に、対象と思われる世帯の世帯主へ、ピンク色の封筒で通知書を送付します。この通知書を受け取った世帯については、手続き不要で給付金が受け取れます。

②①以外の世帯【要申請】

→ 2月17日(火)以降に、対象と思われる世帯の世帯主へ、クリーム色の封筒で確認書を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

電子申請もできます。→



電子申請
(2/17~)



市HP▶



●非課税世帯には1人あたり5,000円の加算給付があります。

対象全員の令和7年度の住民税が非課税である世帯

*世帯員全員が、住民税が課税されている人の扶養親族の世帯は除きます。

(①②の世帯に属する人が加算の対象です。)

締切(②の世帯)5月29日(金)【消印有効】

送付先 〒722-8501

久保一丁目15-1

尾道市臨時給付金担当

問尾道市給付金コールセンター

(☎)050-2018-0495

/平日8:30~17:15)

2月20日(金)の時間延長はパスポート受け取りのみです

毎週金曜に各種証明書(戸籍・住民票・印鑑証明・所得証明)の発行、パスポートの受け取りなどの時間延長を行っていますが、2月20日(金)はシステム改修のため、各種証明書の発行ができません。パスポートの受け取りのみできます。

問市民課(☎)0848-38-9102

因島総合支所市民生活課

(☎)0845-26-6208)

4月から道路占用料、河川占用料が変わります

固定資産税評価額の評価替え等による国の占用料改正に伴い、4月から市の道路占用料と河川占用料を改正します。

詳細は、3月以降に市HPでお知らせします。

問用地課(☎)0848-38-9252)

コンビニ交付サービス等を一時停止します

システム改修のため、コンビニ交付サービスの利用を停止します。また、マイナンバーカードを利用した、らくらく窓口証明書交付サービスの利用も停止します。

証明書を取得される場合は、本庁市民課や各支所の証明書発行窓口をご利用ください。

サービス停止期間 2月24日(火)~3月9日(月)

サービス再開予定日時 3月10日(火) 6:30頃

停止するサービス

- ・住民票の写しの発行
- ・住民票記載事項証明書の発行
- ・印鑑登録証明書の発行
- ・所得証明書の発行
- ・所得課税証明書の発行
- ・戸籍全部(個人)事項証明書の発行
- ・戸籍の附票の写しの発行
- ・戸籍証明書交付の利用登録

問市民課(☎)0848-38-9160)

3月1日(日)から林野火災注意報・警報が運用開始されます

令和7年2月26日(水)に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、3月1日(日)から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

■林野火災注意報・警報

期間: 1 ~ 5月

【林野火災注意報】

発令条件: 林野火災の予防上注意を要する気象状況になった場合

火の使用の制限: 努力義務が課されます。

【林野火災警報】

発令条件: 林野火災の予防上危険な気象状況になった場合

火の使用の制限: 義務が課されます。

■火の使用の制限

林野火災注意報・警報が発令された場合、火災予防条例第40条の規定により、以下の「火の使用の制限」がかかります。

(1) 山林、原野などで火入れをしないこと。

(2) 花火をしないこと。

(3) 屋外で火遊び・たき火をしないこと。

(4) 屋外では、引火性・爆発性の物や燃えやすいものの近くで喫煙をしないこと。

(5) 残火(たばこの吸殻を含む。)・取灰・火粉を始末すること。

■火の使用の制限に違反した場合

林野火災注意報: 罰則はありません。努力義務です。

林野火災警報: 消防法で定められた罰則があります。

詳しくは消防局予防課HP、または消防局予防課にお問い合わせください。

□消防局予防課

(☎ 0848-55-9123)

発令時には
消防車両などで
パトロールを行います。
ご理解とご協力
よろしくお願いします!



▲市HP

令和8年 春の火災予防運動

防火標語『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

3月1日(日)~7日(土)は、春の火災予防運動です。

□消防局予防課(☎ 0848-55-9123)

「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を守って、火災を防ぎましょう。

※住宅用火災警報器の点検は、春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨します。

いのちを守る10のポイントを守って、火災を防ぎましょう

4つの習慣



1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



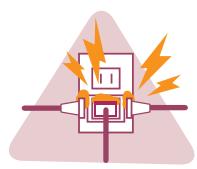
2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類、カーテンは、防炎品を使用する



3 こんろを使うときは火のそばを離れない



4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

尾道市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)の パブリックコメント募集

「尾道市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定するため、次のとおりパブリックコメントを募集します。

公表期間・意見募集期間 2月12日(木)～3月13日(金)

公表場所 市HP、市役所本庁環境部等課、各支所

尾道市クリーンセンター、南部清掃事務所

意見の提出ができる人(次のいずれかに該当する場合)

市内に住所、所在地を有する人(団体)

市内の事業所・学校等に通勤・通学 問い合わせ先 衛生施設センター 18-2900・0848-48-2820)

市に対する納税義務を有する人、 TEL0848-48-2900

計画案に利害関係を有する人、 FAX0848-48-2820

意見書提出方法 持参(平日8:30～17:15)か郵送、

※意見書の書き方 自由(住所、名前の記載は必須)。

〒722-0021 長者原一丁目220-75

実施延期

清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」
です～

【尾道・御調・向島地区】 尾道市クリーンセンター(0848-48-2900)

衛生施設センター【持込】・清掃事務所【収集】

【因島地区(原・洲江含む)】 南部清掃事務所 (0845-24-0432)

【瀬戸田地区】 南部清掃事務所瀬戸田分所(0845-27-0454)

2月の「休日」のごみ持込受付

※対象は家庭ごみです。

22日(日)	8:30～12:00	尾道市クリーンセンター 南部清掃事務所 瀬戸田名荷埋立処分地
28日(土)	8:30～11:00	御調清掃センター

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗大ごみを含む)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日の持込受付はありません。

2月23日「天皇誕生日」のごみ収集

月・木曜が「もやせるごみの収集地域」のみ収集します。

※もやせるごみ以外の収集はお休みです。

※2月11日「建国記念の日」の収集はお休みです。

※2月11日・23日は両日ともごみ持込受付はありません。

家庭ごみの分別区分を 一部の地域で変更します

4月1日(水)から、リチウムイオン電池などを安全に収集・処理するため、分別区分に「有害ごみ」を追加します。因島・瀬戸田地域では、分別区分に変更はありません。

詳細は、3月号でお知らせします。



環境資源リサイクルセンター

(0848-48-2212)

10:00～16:30／月・木・祝日休館

春のリサイクル市

（春のリサイクル市開催に伴いリサイクル品を募集します）

衣類・日用贈答品・置物・くつ・かばんなどリサイクル品を募集しています。

まだ使える不用な品物がご家庭に眠っていましたら、ご寄贈ください。
※品物の種類、状態によってはお断りする場合があります。詳しくはお問い合わせください。

3/3(火)
～
15(日)

3月の出張販売

3/7(土) 10:00～14:00 市民センターむかいしま

3/10(火) 10:30～14:00 因島総合支所1階デッキ

3/11(水) 10:30～14:00 瀬戸田市民会館前駐車場

3/13(金) 10:00～14:00 道の駅クロスロードみづぎ

急な休館やイベント情報などを発信しています。

https://www.facebook.com/onomichi.recycle

市県民税／国民健康保険料／介護保険料の申告相談

申告相談期間

2月13日(金)～3月16日(月)

※土・日・祝日を除く。

申告相談会場など詳しくは、広報おのみち1月号8～9頁をご覧ください。

問市民税課

(☎)0848-38-9154)

因島瀬戸田市民税係

(☎)0845-26-6227)

無料調停相談会

日 3月7日(土) 10:00～16:00

場 土生公民館

内 交通事故、金銭、賃金、土地建物、境界、公害問題、夫婦、相続などのトラブルや悩み事を調停で解決する手続きについて相談を受け付けます。

問尾道民事調停協会

(☎)0845-22-5634)

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

対マイナンバーカード
(個人番号カード)の
交付案内が届いた人

日 2月15日(日)、3月8
日(日) 8:30～12:00
次は3月29日(日)です。



※行事などと重なった場合、中止になる場合があります。来庁前に市HP等で確認してください。

場 本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

持・マイナンバーカード交付通知書
兼照会書(交付案内に同封)
・本人確認書類(交付案内参照)
・通知カード(回収します)
問市民課(☎)0848-38-9166)

手話通訳者が 窓口でお手伝いします

日 2月17日(火)、3月17日(火)
9:00～12:00

手話通訳が必要な人は社会福祉課窓口へお越しください。

市役所本庁での手続きなどをお手伝いします。

※来庁時間が分かる場合は事前にお知らせください。

問社会福祉課

(☎)0848-38-9125・

FAX 0848-38-9206)

e:s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp



教えて モーリー!

尾道市の ひろしまの森づくり事業

ひろしまの森づくりキャラクター
モーリー

森林は災害を防いだり、二酸化炭素を吸収したりするといった大切な役割があり、多くの恩恵を私たちにもたらしています。そんな森林を次世代に守り育てていくための取り組みとして、尾道市では「ひろしまの森づくり事業」を推進しています。

►うっそうとした森林を整備し、林内が明るくなりました

ひろしまの森づくり県民税

個人 年額 **500円**

個人事業者／住民税の納税通知書により納付します。
給与所得者／給与等から源泉徴収されます。

法人 年額 **5%** 均等割額相当額

法人／法人県民税の申告納付の際に納付します。

ひろしまの森づくり事業で支援する主な取組

人工林整備

- 間伐による人工林の健全化、針葉混交林化
- 災害等の被害木の処理

里山林整備

- 環境改善、鳥獣被害防止、防災・減災のための森林整備
- 住民による森林保全活動
- 竹林伐採

県民理解の促進

- 森林・林業体験活動

ひろしまの森づくりネット

<https://www.moridukuri.net/>

検索

詳しい内容やご相談については、下記までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 農林水産課 0848-38-9212

広報おのみち・令和8年2月 9

くらしの窓口

健康・福祉

子育て

スポーツ

芸術・文化

情報アラカルト

相談